

経税部
だより

2020年・年末調整の改正点

税理士 山本佐代子

2020年の年末調整において改正点が多い。この改正点が多いため注意が必要だ。ここでは主に年末調整の改正点について記載する。

1 給与所得控除額の改正

①控除額を一律10万円引き下げる。
②給与所得控除の上限額を年850万円の給与

2 基礎控除の改正

①基礎控除について一律10万円引き上げる。
②合計所得金額(給与所得控除額を控除後の金額)が2400万円を超え人については基礎控除の適用はない。【表1】

表1

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

3 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える人で、特別障害者(注)に該当する人又は23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の場合は、次の算式により計算した金額を給与収入から控除する。

〔計算例〕
(1000万円 × 8.5%) - 10万円 = 85万円
0万円 × 10% + 195万円 = 195万円
※1000万円を超える場合は1000万円

4 「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の創設

上記2、3の改正に伴い「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」が設けられた。年末調整で基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者

5 扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
②源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95

表2

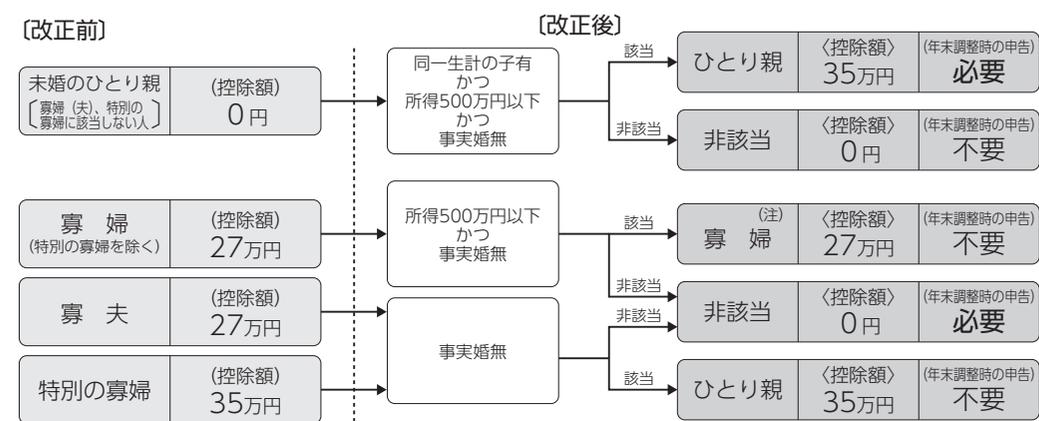
合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

表3

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注) 1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。
2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前: 65万円)に引き下げられています。

表4 改正前後の控除に係る適用判定のフロー図



(注) 改正前の「寡婦(特別の寡婦を除く)」に該当する方が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」(控除額: 35万円)に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

6 寡婦控除の見直し

①寡夫控除の廃止
②「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の廃止
よって、寡婦控除は女性のみに、死別か離別、離

7 ひとり親控除の創設

子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対

応として、従来の寡婦(夫)控除は死別か離別に限定されていたが、未婚の場合でも扶養する子がいれば適用できるよう、同時に男女を問わずすべての未婚のひとり親に対応できるように寡婦控除から独立した控除として創設された。

ひとり親である場合には、ひとり親控除として35万円を控除する。(未婚又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の要件を満たす必要がある)
・その人と生計を一にする子※を有すること
・他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外でその年の一定の所得金額が48万円以下の子をいう。
・合計所得金額が500万円以下であること。

・公的年金等控除額も一律10万円引き下げる。ただし、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額を有する人は、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額と10万円のいずれか少ない金額を控除する。

8 ちよっとだけ! 確定申告における改正点

・青色申告特別控除で帳簿書類等を備え付けて、青色決算書に貸借対照表の添付がある場合には現行65万円控除だったが、令和2年(2020年)分から55万円に引き下げる。ただし、国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行うか、e-Taxを使用し確定申告を行う場合には控除額は65万円とする。

(おわり)